

平成30年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	農業振興地域整備計画改定事業			整理番号	— —
				担当課係	産業振興課 農林水産担当
事業予算費目	款	6	農林水産業費	記入者職・氏名	
	項	1	農業費	内線等	424
	目	3	農業振興費	事業区分	臨時事業
	大事業	20	農業振興地域整備計画改定事業	事業期間	平成30年～31年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として、農業振興地域整備計画の基礎調査を行い、計画の変更を行う。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	①基礎調査：小松島市内の農業振興地域について、農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産等の事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。 ②農業振興地域整備計画の変更：農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたとき、農業振興地域整備計画の変更を行う。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか） 法第3条に規定される農用地等について、農業の近代化のための農業地域の保全、形成、並びに農業に関する公共投資、農業振興施策を計画的に推進する。

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(前期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(前期基本計画)上の位置付け	基本目標	7. 活気あふれるまちづくり
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	③ 未来への活力を育むまちづくり
			中項目	7-1産業の振興とブランド産品育成
			小項目	生産基盤の整備及び保全
(理由) 本市の農業振興地域整備計画は昭和49年3月に策定されて以来、大幅な見直しが行われていない状況にある。そのため、時代の趨勢ならびに地域の実情に合わせ、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を保全、形成する必要があるが生じている。このことは、総合計画にも述べられている「農林畜水産業の振興を図るため、優良な生産基盤の整備を推進する」「優良農地の確保や耕作放棄地の防止を図る」との内容とも合致しており、総合計画との整合性が図られている。				

■他の自治体の類似する政策との比較検討

法第8条により、市による農業振興地域整備計画の策定が義務付けられており、策定に当たっては法第12条により基礎調査を行うものとされている。平成28年度から29年度において、吉野川市でも農業振興地域整備計画の策定業務を行っているが、自治体によって耕地面積の多寡や農業振興施策の有無等により策定する計画の内容は異なり、比較検討を行うことは困難である。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	農用地等(法第3条)として含めるべき土地及びその土地の所有者等。
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	市内の農用地等が対象であり、計画策定に係る基礎調査における農家への意向調査(アンケート)等により計画の策定を進める。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	現行の同計画は昭和49年に策定されたものであり、現在の土地利用状況は当時と比べると大きく変化している。実際において国道55号バイパスが開通してからも、同計画の大幅な見直しはなされておらず、沿道サービス施設の整備等を含めた都市計画法等の調整という観点からも、計画を見直す必要がある。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか)
	現在建設中である前原町の高速道路のインターチェンジが近く竣工し、その際には大きく経済状況等も変化する見通しである。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	30年度	31年度	32年度	33年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	0					
		地 方 債	0					
		その他(利用者負担等)	0					
		一 般 財 源	10,446	5,768	4,678			
	A 直接事業費(千円)	10,446	5,768	4,678	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.40 人	0.20 人	0.20 人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	2,682	1,341	1,341			
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0					
	B 人件費計(千円)①+②	2,682	1,341	1,341	0	0	0	
A + B	13,128	7,109	6,019	0	0	0		

有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> a ない	理由	農業振興地域整備計画は、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するための総合計画であり、基礎データの整備が必要である。
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="radio"/> できない <input type="radio"/> a できる	理由	類似事業は存在しない。
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ない <input type="radio"/> a ある	理由	農業振興地域整備計画の基礎データを整備することにより正確な土地情報が把握できる。

◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	①	
	②	
	③	

所属長による総合的なコメント

農業振興地域制度は、優良農地の確保と有効利用の促進を図るためのものである。農業振興地域整備計画を策定することは、本市の農業振興施策を推進する上で必要不可欠なものであり、同計画の策定により、効率的なほ場の整備や農地の利用集積等その他の農業振興施策への効果も期待される。また、土地利用の状況を整理し計画見直しを行うことは、企業立地等その他産業振興施策とも関連することから実施すべき事業である。